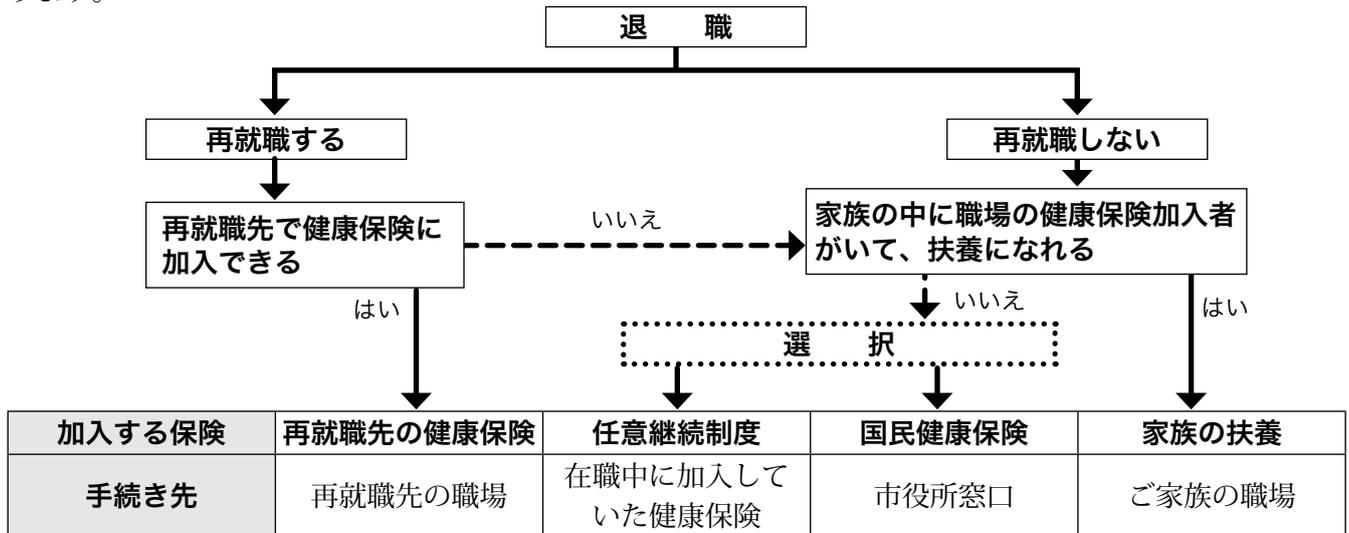


退職した場合の健康保険

退職により職場の健康保険の資格がなくなった場合、状況に応じていずれかの制度へ加入することになります。



任意継続制度と国民健康保険の選択について

退職により職場の健康保険をやめる場合、加入していた健康保険によっては、退職後も在職中と同様に職場の健康保険に加入できる「任意継続制度」があります。

国民健康保険の保険税額は、国民健康保険に加入する方の前年の所得と国民健康保険加入者の人数（扶養という制度がないため年齢、収入の有無にかかわらず保険税がかかります）を基に算定されるため、状況によっては任意継続制度の保険料のほうが低額となる場合があります。

任意継続制度の加入要件や掛金などについて…	在職中に加入していた健康保険の保険者または職場の健康保険担当者にご確認ください。
国民健康保険の保険税額について…	市役所で試算できます。加入される方全員の前年（平成26年中）の確定した所得額がわかるもの（給与や年金の源泉徴収票、確定申告書の写しなど）が必要です。ただし、試算結果は、実際の決定税額ではありませんので、あくまでも参考としてご利用ください。

年金のご相談はこちらへ 平成27年度予約制年金相談所の開設をお知らせします

会 場	月												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
佐渡中央会館 ☎57-2711 午後1時30分～5時	22日		24日		26日		28日		16日		24日		
小木町商工会 ☎86-2216 午前8時50分～10時50分	23日		25日		27日		29日		17日		25日		
あいぼーと佐渡 ☎67-7633 午前9時～11時30分	23日				27日		29日		17日		25日		
あいぼーと佐渡 ☎67-7633 午後0時40分～3時		27日		22日		16日		25日		27日		23日	

※あいぼーと佐渡(佐渡インフォメーションセンター)住所:両津夷384番地11

※佐渡汽船の欠航や災害などにより、やむを得ず開催日や受付時間が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約連絡先 日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室 ☎025-225-3008

※年金相談を受ける際は、事前に電話予約が必要です。基礎年金番号をご用意のうえお電話ください。